**あるが嬉しい花やか事業マニュアル**



🌷あるが嬉しい花やか事業🌷

【趣旨】

市では、市民憲章の「自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります」との行動指針を具現化し、市民と協働で住みよいまちづくり、さらに、美しい花のあるまちづくりを推進していきます。

　　市民の皆様が花の播種（種まき）作業や除草作業等を通じて、地域コミュニティづくりを図っていただき、花のある魅力ある場所に愛着を持っていただくことで、地域活性化を促進していきます。

【対象団体】

下記の①～③の条件を満たす団体で事業の趣旨に賛同して協力していた

だける団体

①自治会・ボランティア団体・趣味のサークル・企業など

②年間を通じて維持管理を行うことのできる団体

③構成員が5名以上

※公共団体から草花の植栽等に係わる補助金及び助成金の交付を受けて

いない団体とします。

［公共団体からの補助金例］

・多面的機能支払交付金

・市民活動推進事業費補助金“とちぎ夢ファーレ”

・認定まちづくり実働組織事業支援補助金

【対象用地】

公開性の高い場所を対象とし、広く一般の人が常時立ち入ることができる

状態にあり、所有者の承諾を得られる場所を対象用地とします。

面積は、おおむね１０アール(１反・３００坪)の面積程度以上とします。

　(1)市内の公共的な施設(コミュニティセンター・公民館)または、その隣接地

　(2)市内の作付されていない農地(遊休農地など)

　(3)公園等の隣接地

　(4)自治会内の民有地



　🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷 手 続 き 🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷

事業計画書の提出(R7年5月３0日まで)

(種まき・植え付け前の写真添付)

構成員名簿・位置図・配置図

事業計画書に基づき、対象用地を確認する。

(状況に応じて、団体の代表者立ち合いのもと、市職員が確認)

認定後、新規協力団体には、看板を配布する。

各団体で種苗を調達し、種まき等を行う。

用地に看板を設置する。

団体は種まき（植え付け）をした後、除草や水の管理などを行う。

開花後、花付きの良い状況になった時点で写真撮影を行い、市に連絡する。

市職員が開花状況を確認する。(市HP及びSNSで情報発信)

実績報告書の提出(R8年2月末日まで)

(活動状況写真(作業風景)・種まき（植え付け）後開花した状況の写真添付)

活動状況報告書・請求書

団体へ謝礼金交付(R8年4月振込)

🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷🌷